

議案第 11 号

丸亀市片岡給付型奨学金支給要綱の一部改正について
丸亀市片岡給付型奨学金支給要綱の一部を次のように改正したい。

令和 4 年 9 月 26 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会告示第 号

丸亀市片岡給付型奨学金支給要綱の一部を改正する要綱
丸亀市片岡給付型奨学金支給要綱(令和 4 年教育委員会告示第 2 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定に下表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給要件) 第 3 条 奨学金の支給を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1)～(3) 略 (削る)</p>	<p>(支給要件) 第 3 条 奨学金の支給を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1)～(3) 略 (4) 保護者及び同居の親族を含め市税等を滞納していないこと。</p>

附 則

この告示は、令和 4 年 月 日から施行する。